

内閣総理大臣 安倍晋三様  
厚生労働大臣 根元 匠様  
大阪府知事 吉村洋文様

**大阪市西成区のあいりん総合センターにおいて4月24日に行われた労働者の強制排除とシャッターの閉鎖に対して私たち日本基督教団大阪教区は強く抗議します**

あいりん総合センター(西成区萩之茶屋1丁目3番44号:以下センターと略す)は、釜ヶ崎の日雇い労働者にとって、労働の斡旋と医療の提供のみならず、生活の場として必要不可欠なものです。センターは、後を絶たないホームレス襲撃事件(1995年10月18日、1996年9月24日、1997年1月18日、1998年12月21日、2000年7月22日、同年10月31日、2001年6月7日、同年7月29日、同年9月18日、2003年2月14日、同年8月11日、2007年2月～3月、2008年1月20日、同年2月16日、2010年2月2日、2011年3月、2012年7月27日、同年10月13～14日、2013年3月2日、2016年4月12日大阪府のみ、新聞記事などによる)に対する恐怖を感じることなく寝起きでき、仲間と情報交換を行い、飲食を共にする場として機能してきました。それはまさに日雇い労働者の居場所であり、人間的生活を営むことのできる空間です。

老朽化や耐震の問題によって建て替えが決まってからも、日雇い労働者はセンターの必要性を訴え、自分たちの人間的生活の場がなくなることに抗議し、建設的な話し合いの場を求めてきました。2019年3月31日のセンター閉鎖期日に大勢の日雇い労働者が集いシャッター閉鎖を阻止したことは、日雇い労働者にとってセンターがいかに大切な場所であったかを証明するものです。社会から弾き出され、路上で生活することを余儀なくされた者にとって、センターは人間性を確保する砦のような場所です。

このようなセンターを強制的に閉鎖することは、労働者の人間性を剥奪することと同義であり、到底受け入れられません。西成区萩之茶屋1-3-28に仮移転したセンターは、労働の斡旋の機能こそ果たすものの、労働者の人間性を保証するような居場所を提供するものではありません。24日の記者会見において吉村大阪府知事が「不法占拠」と表現した状態が問題であるならば、不法でない在り方で人間性を確保できる居場所を提供することが国と大阪府の責務であり、それがなされないままに強制的にセンターを閉鎖することは、釜ヶ崎の日雇い労働者を人間として扱わないという明確な差別です。

しかも、4月24日に行われた強制的なシャッター閉鎖は、機動隊数百名を動員する暴力的な排除の上、労働者の持ち物もセンターの中に閉じ込め内側から溶接するという強引なものでした。人間が生きるのに最低限必要な衣食住の住と、貴重な財産をこのような形で奪うことは、憲法25条に謳われた生存権の侵害であり、国の社会的使命を放棄した非人道的な行いと言わざるを得ません。

私たち日本基督教団大阪教区総会はこのような国と大阪府の非人道的な行いについて強く抗議します。

2019年5月4日

日本基督教団大阪教区第64回総会